

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 24 年度
条 例 名	認定こども園の要件を定める条例		
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 65 号	法 規 集	第 4 編 第 5 章
所 管 課	県民局くらし文化部学事振興課		
条 例 の 概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条の規定に基づいて、認定こども園の職員の配置、資格、施設設備や教育の内容等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第 3 条で、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとされており、本条例は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	認定手続き上必要であり、認定数も増加していることから、県内の保育サービスの充実に効果を上げ、有効に機能している。	認定こども園認定数 34 件 （平成 24 年 12 月 1 日時点） 【推移】平成 19 年度 4 件 平成 20 年度 12 件 平成 21 年度 20 件 平成 22 年度 25 件 平成 23 年度 28 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県内の保育サービスの充実に必要な最低限の基準を定めており、効率的なものである。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	将来の神奈川を支える世代づくりに向け、県民が子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに即したものであり、「かながわグランドデザイン」の政策展開の基本的視点に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	認定こども園法第 3 条において、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとされており、本件はその規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 29 年度	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無